

(7) 決議文

製鐵合同反對労働者大會は今議會に提案されんとする製鐵官民
合同案に對し左の理由に依り斷乎反對を決議す

一、製鐵官民合同案は日本製鐵事業を營利化し國家の利益を度
外視し國家非常時に際しては軍需品の暴騰を來し生産的不
合理の反國家的暴案である

二、大金融資本の覇權を擴張し民間ボロ會社を救濟せんとする
資本及政治的陰謀である

三、合同實現の曉は必然產業合理化を招來し二萬從業員の生活
を根本的に破壊す

四、合同は鐵製產品獨占價格を生み一般國民大衆の日常消費生
活を壓迫す

依つて製鐵官民合同反對労働者大會は本大會の名に於て斷乎と

して製鐵官民合同案に反對すると共に貴下中島商工大臣に對し
該案の撤回を要望するものである

右決議す

昭和八年一月廿日

製鐵官民合同反對労働者大會

中島商工大臣殿